

東京都立高等学校通信制課程入学者選抜実施要綱

令和4年度の東京都立高等学校通信制課程の入学者選抜は、東京都立高等学校の入学者の選抜方法に関する規則（平成5年東京都教育委員会規則第1号）に基づき、この東京都立高等学校通信制課程入学者選抜実施要綱（以下「本実施要綱」という。）の定めるところにより実施する。

なお、本実施要綱の対象となる通信制課程を設置する都立高等学校（以下「都立高校」という。）は、一橋高校、新宿山吹高校及び砂川高校である。

第1 通信制課程選抜日程

	出 願	学 力 検 査	合 格 者 の 発 表	入 学 手 続
一 橋	令和4年4月1日（金） 4月2日（土） 午前10時～午後3時	令和4年4月9日（土） ・第1学年相当 集合 午前10時 ・第2学年相当以上 集合 午後1時30分	令和4年4月15日（金） ・第1学年相当 午前9時 ・第2学年相当以上 午後1時	令和4年4月15日（金） ・第1学年相当 午前9時～正午 ・第2学年相当以上 午後1時～午後3時30分
				令和4年4月16日（土） 午前9時～正午
				令和4年4月15日（金） ・第1学年相当 午前9時～正午 ・第2学年相当以上 午後1時～午後3時
新 宿 山 吹	令和4年4月1日（金） 4月2日（土） 午前9時～午後3時	令和4年4月4日（月） ・第1学年相当 集合 午前8時40分 ・第2学年相当以上 集合 午前10時40分	令和4年4月15日（金） ・第1学年相当 午前9時 ・第2学年相当以上 午後1時	令和4年4月16日（土） 午前9時～正午
				令和4年4月15日（金） ・第1学年相当 午前9時～正午 ・第2学年相当以上 午後1時～午後3時
				令和4年4月16日（土） 午前9時～正午
砂 川	令和4年4月2日（土） 4月4日（月） 午前9時～午後3時	令和4年4月5日（火） ・第1学年相当 集合 午前9時30分 ・第2学年相当以上 集合 午後1時	令和4年4月15日（金） ・第1学年相当 午前9時 ・第2学年相当以上 午後1時	令和4年4月15日（金） ・第1学年相当 午前9時～正午 ・第2学年相当以上 午後1時～午後3時
				令和4年4月16日（土） 午前9時～正午
				令和4年4月15日（金） ・第1学年相当 午前9時～正午 ・第2学年相当以上 午後1時～午後3時

（注1） 検査日の異なるそれぞれの都立高校に出願することができる。また、都立高校の定時制課程にも出願することができる。

（注2） 一橋高校における第2学年相当以上の募集は、転学・編入学募集として実施する。

第2 募集人員

「令和4年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

第3 応募資格

東京都立高等学校通信制課程の選抜に志願することのできる者は、以下に該当し、かつ、当該都立高校が実施する面接指導（スクーリング）に対応（出席）可能な者とする。

(1) 第1学年相当

東京都立高等学校入学者選抜実施要綱（以下「都立高校の実施要綱」という。）第2-3-1に定める定時制課程の応募資格を有する者、同資格を有する高等学校等中途退学者又は高等学校在籍中の者で、高等学校における修得単位数が当該都立高校で定める修得単位数以下の者

(2) 第2学年相当以上

都立高校の実施要綱第2-3-1に定める定時制課程の応募資格を有する高等学校等中途退学者又は高等学校在籍中の者で、在籍していた期間が1年以上、かつ、高等学校における修得単位数が当該都立高校で定める修得単位数以上の者

通信制課程の選抜においては、入学願書受付までに終了する都立高校の推薦に基づく選抜、連携型中高一貫教育に関わる選抜、第一次募集・分割前期募集の選抜、分割後期募集・第二次募集の選抜、海外帰国生徒対象の選抜、引揚生徒対象の選抜、在京外国人生徒対象の選抜及び国際バカロレアコースの選抜における合格者、都立特別支援学校の高等部の入学許可予定者となり入学確約書を提出した者（入学手続を終えた者も含む。）、都立中高一貫教育校の高校・後期課程に進学・進級を予定している者並びに東京都公立大学法人東京都立産業技術高等専門学校の入学許可予定者の応募は認めない。

また、一人でも多くの生徒の都立高校への進学を保障する趣旨から、既に国私立高校に入学手続を終えている生徒については、以後の募集への出願を遠慮すること。

第4 出願手続

(1) 志願者は、出願期間中に当該都立高校の校長（以下「都立高校長」という。）が別に定める書類（入学願書等）を提出する（都立高等学校入学者選抜出願書類一覧（学力検査に基づく選抜・通信制）（別表2-3を参照））。

なお、調査書は、生徒指導要録に記載された中学校第3学年の成績等に基づき作成する。

(2) **入学考査料950円**は、所定の納付書により、納付書に記載の納付場所で納付する。ただし、営業時間終了等で金融機関等に納付できない場合は、入学願書提出の際に志願する都立高校の窓口において、現金で納付する。

なお、第二次募集以降については、出願時に志願する都立高校の窓口において、現金で納付する。

(3) 郵送による出願は受け付けない。ただし、島しょに在住する者が出願する場合は、入学願書提出期限までに簡易書留郵便で到着したものに限り受け付ける。

なお、郵送により出願する場合は、入学願書等提出書類に、受検票返送用の定形（長形3号）の封筒（返送時の宛先として、志願者の住所・氏名等を明記の上、簡易書留郵便による郵送料相当分の切手を貼り付けたもの）を同封すること。

第5 学力検査等の実施

(1) 検査教科等

<新宿山吹高校>

ア 第1学年相当

国語、数学及び外国語（英語）を総合して70分間で行う。

イ 第2学年相当以上

国語総合、数学Ⅰ及び外国語（コミュニケーション英語Ⅰ）程度の内容とし、総合して70分間で行う。

<一橋高校及び砂川高校>

ア 第1学年相当

国語、数学及び外国語（英語）を総合して60分間で行う。

イ 第2学年相当以上

国語総合、数学Ⅰ及び外国語（コミュニケーション英語Ⅰ）程度の内容とし、総合して60分間で行う。

(2) 集合時刻及び時間割

集合時刻及び時間割は、各都立高校が定める。

(3) 検査会場

受検票により指定する。

第6 問題作成

(1) 第1学年相当の学力検査の問題作成

都立高校の実施要綱第2-8(1)アからウ及び(4)に基づき、各都立高校が作成する。

(2) 第2学年相当以上の学力検査の問題作成

ア 出題の基本方針

(ア) 高等学校の教育課程に基づく学習の成果としての学力を検査することを基本とし、出題の範囲は高等学校学習指導要領により、標準授業時数で学習する範囲とする。

(イ) 出題の内容は、各教科とも高等学校学習指導要領に示されている教科の目標に照らして基本的な事項を選ぶとともに、一部の領域に偏ることのないようにする。

(ウ) 単なる知識だけの検査に偏らないようにし、思考力、判断力、表現力などもみることができるようになる。

イ 検査問題は、各都立高校が作成する。

第7 採点

都立高校の実施要綱第2－9を準用する。

第8 選考

選考の方法等については、別に定める。

第9 合格者の発表

都立高校の実施要綱第3－11を準用する。

第10 入学手続（入学確約書の提出）

合格者は、入学手続期間内に入学確約書（様式23）を提出し、所定の納付書により納付期間内（合格発表日の翌日から起算して5日以内。ただし、5日目が土・日・祝日に当たる場合はその翌営業日）に入学料（500円）を納付書裏面に記載の納付場所で納付しなければならない。

入学手続期間内に入学確約書を提出しない者は、合格を放棄したものとみなす。

なお、入学料の納付がない場合、入学確約書は無効とする。

都立高校が必要とするその他の書類は、入学確約書を提出したときに各都立高校が交付する。その他の書類は、当該都立高校長が定める期間内に提出する。

第11 第二次募集

当該都立高校長が別に定める。

第12 本人得点の開示及び学力検査における答案の開示

都立高校の実施要綱第5－1及び第5－2を準用する。

第13 その他

- (1) 通信制課程の複数の都立高校に合格した者は、合格した通信制課程の複数の都立高校のうち1校に限り、入学手続をすることができる。
- (2) 通信制課程に合格し、入学手続をした者は、他の都立高校の入学手続をすることができない。
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条第5号に規定する学力認定は、本実施要綱の定める学力検査の成績により行う。
- (4) 応募資格に違反し、又は必要書類の重要事項の誤記、不備その他事実と反する記載により入学したと認められる者は、入学を取り消すものとする。
- (5) 本実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都立高校の実施要綱の規定を準用する。